

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年八月二十七日

指令川建セ第二七〇〇三八〇号

二 検査済証番号

平成二十八年十一月二十八日

川建セ第二八〇〇四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字西打越五千百四十一番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北足立郡伊奈町大字大針四百八番地三 クラージュA二〇二二

大谷 功治